

平成 30 年度第 2 回岡崎市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 30 年 12 月 17 日（月）13：55～15：25

場 所：岡崎市東庁舎 2 階 大会議室

出席委員：14 名

大岩みちの（会長）、大西泰子、竹内範子、中根よし子、安藤徹也、
長坂尚希、水野周久、古田学、小田昌男、猪飼由美子、笹部耕司、
倉橋加代子、平山香里、山田安世

欠席委員：1 名

磯貝泰隆

傍聴者：なし

1 開会

2 議題

- (1) 本市における子ども・子育て支援の状況について
- (2) 市民意識（ニーズ）調査の結果（単純集計）について
- (3) 豊富第二保育園の廃止について
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

3 その他

おかざき未来“夢”プロジェクト 子ども子育てラウンドテーブル「提言書」

4 閉会

《主な質疑、意見など》

議題 (1) 本市における子ども・子育て支援の状況について

事務局から資料により説明
(質疑等なし)

議題 (2) 市民意識(ニーズ)調査の結果(単純集計)について

事務局から資料により説明

委員： 保育園・幼稚園職員への調査の「勤務負担は増えていますか。」「転職を考えることはありますか。」という設問の結果を見て、保育園・幼稚園職員の負担は大きく厳しい状況にあるのではと感じます。対策は考えていますか。

事務局： 前回調査に比べて、勤務負担が増していると感じる人の割合は1割減っており、良くなった面もあると考えています。転職を考えている人の割合は高くなっており、アンケート結果だけでなく現場の声も聞いて対応していきたいと考えています。今回は速報ということで単純集計が出たところですので、今後分析を行い、対策を検討してまいります。

委員： 近隣の自治体のように勤務体系を多様化すると、保育の担い手を確保しやすいのではないかと思います。検討をお願いします。

事務局： 検討させていただきます。

委員： 保育園・幼稚園職員への調査の「最近の保護者やその子どもに見られる状況について、特に問題だと思うことは何ですか。」という設問の結果を見て、職員だけでは対応できない家庭の問題に引きずられるケースが増えているように思います。学校の場合、スクールソーシャルワーカーが、学校だけでは把握できない周囲の環境に対しても働きかけています。幼稚園や保育園においても、そういう方が積極的に関わることで勤務負担の軽減につながるのではと思います。類似の計画等がありましたら、お聞かせください。

事務局： 御意見ありがとうございます。現在も、保健所やこども発達相談センター等、他機関と連携を図っております。

委員： 今後も引き続き進められることを望んでいます。

会長： 秘密保持が重要な案件もあり、苦勞しながら連携していると思いますが、いかがですか。

事務局： 要保護児童対策地域協議会で対応するなど、ケースによって対応の形を変えています。いずれも個人情報の取扱いに関して同意を得た上で対応しています。

委員： 小学生児童保護者の就労状況の結果で、パート・アルバイトで働きたいという回答が多いのは、19時まで子どもを預けられる所がなくフルタイムで働くことができないためだと思います。お母さんたちがフルタイムで働くことができるようになるためには、子どもが1人で留守番することが難しい小学3年生まで、時短勤務を利用できるよう職場環境を整えることが大切だと思います。

事務局： 御意見として頂戴いたします。

議題 (3) 豊富第二保育園の廃止について

事務局から資料により説明

会長： 通園距離の遠くなる方への安全確保をお願いします。

事務局： 承知しました。

議題 (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

事務局から資料により説明

委員： 平成31年4月から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に移行することはできますか。

事務局： 今年度中は愛知県に権限があるため、あらかじめ愛知県と御相談いただいた上で、必要な手続や準備が整っていれば可能です。こども園への移行により、児童の入所先を市が調整し支給認定を行うことになるほか、移行した園は施設型給付費の給付を市から受けることとなります。現時点で

は、新年度入所に係る入所調整が既に終了しているほか、施設型給付費の新年度予算への計上が難しいなど、平成31年4月からの移行については現実的なものではないと考えます。

委員： 職員配置について、「3歳児…18：1」「常時2人以上」という記載がありますが、具体的に説明をお願いします。

事務局： 年齢区分に応じた配置としており、3歳児では児童18名につき職員を1名配置していただくこと、また、保育上安全を確保するため、全体として人数が減った場合でも常時2名以上職員を配置していただくことが基準となります。

委員： 職員資格はどうですか。

事務局： 本市条例案は県の条例のとおりとしていて、3歳以上では幼稚園教諭かつ保育士としています。認可申請の際、幼稚園又は保育所で教育及び保育に従事する職員については、いずれかの資格で可ということにしています。

委員： 管理運営について、開園日数及び開園時間は地域の実情に応じて設定とありますが、例えば土曜日の開園はどうするのか、長期休業日はどうなるのかなど、明確に定めていただきますようお願いします。また、幼稚園へ直接説明していただく機会を設けてください。

事務局： 説明については、承知しました。

委員： 地方裁量型認定こども園とは、具体的にどのような施設か説明をお願いします。

事務局： もともと認可外の保育施設が、保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、地方裁量型認定こども園に移行することがあると聞いています。愛知県では日進市に1か所あります。

委員： 施設名はわかりますか。

事務局： 認定こども園愛知国際プリスクールです。

委員： 来年10月からの保育料無償化の対象になりますか。

事務局： 認定こども園へ移行すると、同時に新制度へ移行することになりますので、認可外保育施設を利用する子ども達についても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子ども達を対象として月額3.7万円までの利用料が無償化されます。

事務局から次の点について連絡

- ・ 次回は3月15日に開催予定

閉会 (15:25)